

編集・発行  
 (株)農林中金総合研究所基礎研究部  
 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3  
 TEL. 03-3243-7331  
 FAX. 03-3246-1984  
 URL : http://www.nochuri.co.jp  
 E-mail : kaneko@nochuri.co.jp

# 調査と情報

農協系統の組織・事業改革が今急ピッチで進められようとしている。組織・事業改革への取り組みは、九一年の第一九回全国農協大会での「農協の事業・組織の改革」決議を経て、農協の合併促進、系統農協を通ずる事業方式の改善と連合会の統合を具体的課題としてスタートした。爾來十年を経てきたが、この間の環境の大きな変化を踏まえて、組織・事業改革の力点も少しずつ変化しているように思える。

とりわけ九〇年代半ば以降になると、規制緩和が一層加速され、金融・証券・保険に限らずほとんどの業界でそれまでの垣根が取り払われ、競争が激化するとともに、業界再編が進展した。

なかでも金融分野においては、不良債権処理問題、金融システム維持のための経営健全性維持、金融検査マニュアルの策定、自己資本比率による早期是正措置の導入等、金融機関経営をめぐる環境は激変している。農協の組織・事業改革の必要性はいままでもないが、それが急がれるようになった背景にはこうした環境の激変があったといえる。

さて、現在進められようとしている農協改革は、事業毎の縦系列の再編といった性格が色濃く、その特徴は「一体化」「集中化」という言葉で言い表すことができる。例えば経済事業では、物流・在庫情報を一元管理する広域受発注・物流情報センターの設置、信用事業では「JAGグループの一体的業務運営の確立」や今国会で審議されているモ

## 農協の組織・事業改革の

### 成否を決めるもの

ニタリング体制の整備、「自主ルールによる実効性のある破綻未然防止策の確立」等があげられよう。

こうした事業毎の「一体化」「集中化」は、事業機能の強化、事業システムづくりをめざす縦線の改革と言い換えることができよう。これがさらに進展した場合に懸念されるのが、トータルとしての農協ならびに組合員の姿が見えにくくなることである。そしてこのままでは、農協段階の本所支所まで含めた縦割の事業システムが形成され、議論もなまま農協総合事業の単営化にも繋がりがねない。

これを避けるためには、もう一方に農協及び組合員等がその機能・システムを主体的にどう使いこ

なしていくかといった横線の改革もあわせて必要となってくる。そしてこの改革は、全国一律のもので第三者から指示されるものでもあり得ず、個々の農協が組合員等とともに主体的に創り上げていくものであろう。そこでは、農協が地域社会で如何なる役割を果たしていくのか、組合員の営農とくらしをどう豊かなものとしていくかといった視点からの検討が不可欠である。この縦横の二つの改革があつて、はじめて農協の組織・事業の改革がなしうるのであつて、その成否を決めるのはあくまで農協段階にあることは確かであろう。そうした取り組みの前進を大いに期待したい。

(主席研究員 木原 久)

#### 今月のテーマ：農協組織改革の視点

農協の組織・事業改革の成否を決めるもの... 1  
 自律人の組織への根本的転換..... 2  
 農協系統信用事業実務強化への模索...3~4  
 緊急課題となった農協における女性参画...5~6  
 地域を売って農業を興す.....7~8

ぶっくレビュー『21世紀の水産への提言』... 9  
 あぜみち.....10  
 虹のかけ橋.....11  
 統計の眼「学校給食の実施体制」.....12  
 編集後記.....12

# 自律人の組織への根本的転換

寄稿

國學院大学  
名誉教授 三輪 昌男

農協が「系統組織整備」に取り組んで一〇年たった。成績はどうか。合併目標達成度のような「形」の話でなく、内容に注目してみて、どうも元気が出ない農協が大多数、という気配を感じる。経営採算が厳しく、全国的な最近の方針で目に付くのは、施設統廃合、併せて人員削減、のリストラ。要するに、成績は良くない。

なぜか。バブル後不況がつづき今も脱出の見通しが立たない、という経営環境の悪さが一つある。だが大きくもう一つ、改革への取り組み方の問題がある。そつだと、新しい取組み方の方針や提案が出てきている。しかし、どうも基本的に旧態依然だ。取組み方の根本的転換が必要、と私は思う。

「旧態」を特徴づけてみよう。全国共通の「画一的」な方針が出る(合併や、組織・事業運営について)、「集権」的な「ピラミッド型」の、上からの管理運営体制で取り組む。「皆で」頑張りうと気合いが掛けられる。



やるだろう」に、そしてほとんど「誰もやらない」になっている。トップ層は系統上部からの、職員は上司からの、指示を待ち、それに従う。要するに「他律人」だ。改革への本当の取組み方の基点は、これを「自律人」(自分で、問題を捉え、解決の仕方を考えて定め、実行する人)に変えることにある。そうすると、こうなる。

私(たち)同じ仕事をしている小集団(が)やる。(農協内で広まると、「皆で」ではなく、「皆が」になる) やらせろ、と声をあげる。それに応じて、やらせる。つまり「分権」する。運営体制は「ネットワーク型」になる。全国的に(広域農協内、県内でも)地域的に多様な取組みが行われる。

元気がなければ自律人になれない。つまり自律人を基点にしたこの展開こそが、皆が元気盛んになる農協改革の展開なのだ。では他律人をどうやって自律人に変えるか。核心の答は「分権」の実施だ。「やらせる」を待つのでなく、「やらないか」でもよい。一つ一つの仕事について、具体的にど

う分権するかを考え、答を出す。

どう考えるかの議論や、実施の経験の交流を、農協内だけでなく農協間で、そして全国的に繰り広げる。全国レベルの議論は、画一的な答でなく選択肢を示すものになる。農協改革への取組み方として今、何よりも必要とされているのは、これであり、具体的な分権論(実際に誰がやるのか)を欠いた農協改革論は本物でない、と私は思う。

スローガン風についてみると、自律人の組織への根本的転換」となるうか。しかし、この実現は極めて難しい。前述の旧態の特徴について、多くの農協人は、それが当然、それ以外にはありえない、と思い込んでいる。農協人だけでなく、役所サイドの最近の農協改革に関する動きをみてみると、同じことのようにだ。集権・ピラミッド型の発想は、より強いように見受ける。

だから、根本的転換などといっても空しい、という思いが頭をもたげる。しかし、農協の現場には、これでは駄目だと気づき、誰にも頼れないから自律人になった、という人が出てきている。そして、しだいに増える可能性がある。情勢が厳しいほど、その可能性は強まる。そう思う。あきらめず、転換を追求すべきなのだ。

組合員に焦点を当てた組織改革には、まったく触れる余裕がなかった。小稿にとつてその議論が、大きく必要なのだがと、最後に一言だけ添えておく。

調査・研究ノート

農協系統信用事業実務強化への模索

一、一つのEメール

先週ある大手のマスコミ関係の知人から突如メールが入った。

花卉・果樹を生産する関東のある專業農家(Aさん)には、農協からの与信が、園芸用ハウ入建設資金、運転資金や購買未収金等約四千万円あり、三・八〜一四・五%の利率分を払ってきたが元金は一向に減らない。農協は週に一度回収にくるだけである。今時そんな高金利の融資があるのか、あなたがた農協は何のためにあるのか、農協法を読み直せと、知人は当方にクレームをよこしたのである。

Aさんは、四年前にハウス園芸の花弁・果樹生産の立ち上げのためのハウスの建設を行った。この地域では、農協大会で取組んだ地産地消運動のために第三セクターを組織して、ファーマーズマーケットにて野菜・果樹・林産物等の小売販売、そして地場素材でのレストラン経営を行なっている。組合員も百名以上が参加し出荷を行っており、Aさんは、この地域興しの当初からの有力メンバーである。彼のハウス園芸施設は、地産地消運動の立地条件としてはまずまずのこの施設に隣接しており、共販、

直販の花弁・果樹生産を行なっている。農協は、Aさんに対して設備資金や運転資金を融資しているが、資金返済の延滞など事務上のトラブルをきっかけに、基金協会代弁の実行や肩代わり資金での回収をして与信の解消に至った。Aさんは、資材購入等は、現金決済の商系に切り替えはじめ、「農協離れ」の事態になつてきている。

二、問題の所在

Aさんは、かなり精力的に働かれる方で、借金返済のことも忘れるほどの打ち込み方で、一人でも何かも立ち上げを進めてきたので事務的な管理はやや不十分、資金繰りの苦しさもあつて延滞、気がついてみると農協の高利の延滞利息請求のままに返済を行なってきたが、元金が一向に減らないで青くなつたということのようである。農協離れの一歩の引き金は、購買未収金が、「遅延利息が上積みされて増えた」ことの説明が、納得の行く迄なされなかつたことである。その一覽表からは、利息のつくものとそうでないものとの区別や積算出もないので、本人はよく分からないう。また口座相違の他人からの入出金などのミス

が、農協の総合口座でそれまでにあつたこともトラブルへの伏線にあつたようだ。

当農協としては、延滞貸出金のうちハウ入建設資金については、埒があかないとみて基金協会保証案件につき期日経過二ヶ月後に「一括」の代弁請求を協会あてに行なつた。農協としては契約条項の実行である。

ここで思うことは、現状の経営を踏まえて打開策をAさんが農協と話し合うことが何故出来なかつたのかということである。

経営内容を聞くこと創業赤字の苦しきの最中であるが、前年度決算では、営業利益は黒字で、金融費用で赤字計上となつている。

今後、直接販売の売り上げ増の期待や在庫減の努力も可能と見られるため収支に明るさが見え始めてきているという。

一方、県基金協会の代弁肩代わりにより、Aさんから県基金協会への返済期間は二〇年となり、返済圧力の減少と知人・親戚からのほぼ無利息での借り入れによる負債整理資金を得て返済し、資金繰りも改善しつつあるという。本源的な経営相談よりも先に回収ありきという事務先行が、農協から心が離れる理由であつたという。

三、今後への模索

本件は農協と組合員との日常のちよつとした意志疎通の欠如からくる行き違いである。それはお互いがよく分かっている気安さの反面の落とし穴ではなからうか。大多

数の全国の農協における組合員取り引きは順調であると信じているが、農協系統の仕事はうまく行つて当たり前、手抜きやちょっとしたミスが重なりと行き違いに発展して行くようだ。本件の場合も農協サイドから見れば、借り手の経営管理の状況に不満があるのは理解できる。しかしAさんサイドでは、奥さんの応援が難しいとなれば、身内の手を借りて体制づくりをし改善を行なっている。

農協サイドとして事務上の失敗やミスが出るのは致し方ないが、取引内容について手抜きはしていないことを少なくとも組合員に納得してもらうことと、ミスをすぐさまカバー出来るような体制になっていることが重要である。

日常の些細な行き違いの積み重ねもお互いに一歩下がって話し合えれば、ごく普通の関係になっていただろうという印象を持つ。経営内容を検討する以前のすれ違いなのである。

また営農指導と信用事業係との連携、レイの薄さもあつたのかもしれないが、ここまでいくつもの修正可能な閉門があつたと思われる。即ち事業自体の収支が長期的にどう見通せるかである。これを農協がどう判断しているかである。明確な分析のもとで与信打ち切りの方針を立てたかどうか可能性ありとすれば基本的な改善案を助言することにより取引内容は深化していくの

であるが、先ずは当面の借入金の延滞を流動化(保証の実行)するという方針を結果的には取つた訳で、それはそれで一つの方針である。

しかしよく見てみると、経営改善資金の相談を含めた将来の経営を質すことなく事実上の倒産として扱われているようである。現在はUR対策として農家負担軽減支援特別資金(一三年度から農業経営負担軽減支援特別資金)がある。国の利子補給があるため、今年度からは年一・五〜一・九%で農家が借りられ、長期低利の経営改善資金として用意されている。当初貸出では、希望していた低利の近代化資金は理由があつて利用できなかったとしても、農協プログラムの四・七%資金の融資でもあり、少なくともこの特別資金などの負債整理にかかる相談があつてもよかつたのではと思われる。

なぜなら、県の信用基金協会は、この資金の担保条件である家・屋敷の不動産の処分による回収は行わず、二〇年の長期で求償権の回収を行なうことをAさんと話し合つて決め、事業の続行を認めているからである。従つて、Aさんにするとこれが実質的な長期の経営改善資金になり、農協との取組の差を見せているのである。取引先に対する判断の相違である。

本件の経営は、こういう条件をクリアすればこう行けるといふ所が見通せるのであり、農協との二人三脚がうまく行けば十分農協にお世話になる優等生タイプに変身出

来る経営体とみられる。

#### 四. 県連や全国組織の支援

系統は全国的に大型合併を行い農協自体がリストラに変な努力と苦労を味わい運営を行なっている。

組合員との関係も逆に密接且つプラスとなるのが合併の趣旨であり、農業者が農協離れを起こして行くのでは元も子もない。

本件は合併農協の事例であり、まさに苦労の最中でのことである。営農と信用両部門の連携に苦労するのは、東海地区でも見聞きしたし全国的な課題である。しかも、地域興しのために市や町の支援を得て地産地消運動を推進する地区は全国的にも少なくない。その中で農協の役割は極めて重要になつており、銀行や信金の一般金融機関では担えない期待の大きさが存在している。

農協大会では、「信用事業業務の三段階総合力を結集する一体的推進」が決議された。しかし、日常の総合農協や各組織の営業活動のトータルが、正にメインバンク機能として把握されているのかどうか。営農と信用の連携に必要な顧客管理情報にしても全国標準版はまだないので各JAの工夫で推進されている。先例の制度資金にしても今始まつたわけではないので、使い方についての実績・実務検討について、三段階一体でなされてよいのではないかと思われる。今後を期したい。

(真田忠雄)

調査・研究紹介

緊急課題となつた農協における女性参画

はじめに

政府は、二年前に制定された「男女共同参画社会基本法」の目的及び理念に関する国民の理解を深めるため、来る六月二三日から二九日の一週間を「男女共同参画週間」とし、この間に各種行事を全国的に展開することとした。同法に基づき昨年末策定された基本計画がいよいよ始動するわけであるが、この中では重点項目の一つに農村女性施策を掲げていることもあり、農協には今後より積極的対応が求められてこよう。そこで、農協組織における女性参画の現状と今後の課題について整理してみる。

一、「国際婦人年」から四半世紀 「変わらない農協」

わが国の女性施策や女性の地位向上の取り組みは一九七五年の「国際婦人年」を画期とし、すでに四半世紀に及ぶが、この間における農協の女性参画状況を統計数値から見てみる。そもそも性別役割分業を当然視してきた農協界にあつては組合員数等の性別統計はなかつたが、国会で故市川房枝議員から質問されたことがきっかけとなつて、一九八〇年から整備されたものであり、

それ以降の数値は表に示す通りである。

表が示すように、この二〇年間に正組合員の女性比率は八・八%から一三・六%へ、役員は〇・〇四%から〇・三七%へと上がつており(農水省「総合農協統計表」、総代も八八年の一・三%から九九年には一・九%となつた(全中「農協活動に関する一斉調査」)。しかし、いずれもきわめて低い水準であり、この数値が示すのは農協における女性参画はこの二〇年間時計が止まつたままと言える現実である。

こうした「変わらない農協」の実態は、組合員加入の方針について(前記全中調査)、「後継者・女性の加入を進めている」一一・二%、「希望があれば一戸複数正組合員

農協への女性参画の推移

	女性比率(%)	
	正組合員	役員
1980年	8.8	0.04
1985年	10.4	0.05
1990年	12.1	0.10
1995年	13.0	0.20
1999年	13.6	0.37

を認めている「七四・一%」、「規約、内規、申し合わせ等で一戸一組合員に限定している」一一・六%と回答しており、根強い世帯主義によつて女性加入に消極的な農協が多いこともわかる。「戸」から「個」への意識転換が進んでいない農協にあつては「男女共同参画」の鐘はまだ遠くに聞こえるようである。

二、変わった女性たち 「揺れる女性部」  
しかし、この二〇年間の女性たちの変化は小さくなかった。生産の場で男性と対等に責任を負いながら内発的な自立を遂げた女性たち、あるいは、これまでの女性部活動や地域活動を通して蓄積した能力やノウハウを活かして自らの事業や活動を起こす女性たちが、どの地域にも出現している。地域づくりや活性化の牽引車となっている女性たちである。

こうした自立性の高まりは女性の地位向上に関する社会の追い風はあつたものの、女性への差別意識を底深く沈めつつ働き活動しながら、これを主体的に受け止める力と意識を女性たちが醸成してきていたことを示すものと言えよう。こうした女性たちは、国際的課題に対応するため農業行政が次々と実施してきた施策を積極的に受け止め、さまざまな挑戦をしつつ新しい農業女性像を生み出している。

従つて、自立性を強めた女性たちにとつ

ては「戸」や性別役割分業で成り立つ農協組織は桎梏となってきた。そしてまた、女性部も組合員＝男性という枠組みから疎外された女性たちが別途組織し、財政的(活動資金の助成)にも人的(事務局等)にも農協に依存しながら、いわば性別役割分業に依存して成り立つてきたために、その活動は性別役割分業を変える取り組みには発展しにくく、こうした女性たちにとって「参加の価値」の乏しいものとなってきた。

農協運営への参画をめぐる女性部の取り組みは、最近では「男女共同参画」の社会的潮流もあつて若干具体的な動きが見られるものの、毎年開催される「JA全国女性大会」の資料を見ても、その取り組み内容は「女性組織の強化が先決」「農協を知るため、施設見学や事業についての話し合い」「農協の主催する各主行事に参加し、女性部活動への理解を得る」といった活動が依然として多く、農協に対するメンバー意識や参画意識は弱い。性別役割分業で成り立つてきた組織の中で部員自身もそのことを問うことが少なく、自立性や権利意識も育ちにくかったと言える。

「変わる女性」と「変わらない農協」の間で、性別役割分業で成り立ちそれを積極的に是正する取り組みを起こさなかった女性部は、今、大きな岐路に立たされている。

三、女性との共生をどう構築するか

以上のように、農協への女性参画は遅々としているものの、男女共同参画社会の形成は国の最重要課題へ男女共同参画社会基本法)となつている今、女性参画の促進は農協の社会的責務となつている。そしてまた、女性参画による性別役割分業の改善は部員の内発的發展に資する女性部づくりの契機になるとともに、自立的な女性の農協への参画意識を高めることもなる。女性参画は、同質性を基礎とした農協の限界を乗り越えて組織と経営基盤を強化する上でも不可欠となつているのである。

そのために必要なことは、農協への女性参画を単なる「農協大会決議の目標消化」に矮小化するのではなく、「閉塞の時代を開く上で女性パワーは不可欠」だという認識を役員がもつことと実効性のある対応である。とりわけ合併による農協の地域ばなれは、労してまでも農協活動に参加する意味はあるのか、という感を女性たちに抱かせることにもなつているので、部外者等も加えた女性参画推進機構を設置して取り組むことや、業務計画等にジェンダー視点を組み込むこと等が求められている。

具体的には、役員や総代だけでなく多様な意思決定の場合への女性参画の実施と、参画した女性たちのパワーアップ及び参画主体の裾野を広げるための能力開発サポートシステムづくりである。その際には起業活動等の主体的行動を起こす女性たちへの支

援も必要であり、その意味で女性部中心の支援のあり方や、「女性組織の代表が参画」するといった考え方も検討の必要がある。

また、女性参画を進めるには組合員への意識啓発も欠かせないが、男女の協同活動は性別役割分業のマイナスを実感的に捉える機会となり得るので、こうした場となる地域活動やボランティア活動等を創造していくことも必要である。

そして、これらの施策を実施する上で不可欠なのが女性職員の登用である。日常業務を担当する女性職員の登用は業務計画の中にジェンダー視点を組み込み、女性参画を推進する力になるからである。

最後に

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)の批准国は、実施した施策や進捗状況を少なくとも四年ごとに国連事務総長に報告しなければならず、わが国では来年にその義務を果たすこととなる(前回は平成一〇年)。しかも、同条約では「農村女性に対する条約の適用を確保するための措置をとる」とし、農村における政策方針決定の場合への参画状況を重要な報告事項としている。その意味でも、農協は女性参画促進のテンポを速める積極的な対応が求められている。

(根岸久子)

## 現地ルポルタージュ

### 地域を売って農業を興す

#### 観光業との連携で中山間地域農業の活性化を図るJAちちぶ

##### 一、はじめに

中山間地域農業の衰退に歯止めをかけるため、各地域で農協の取り組みも活発になっている。規模拡大による効率化が困難な中山間地域では、ロットの大きさや価格競争力による勝負ではなく、様々な地域資源をいかして差別化や高付加価値化をはかる農業への転換が必要であろう。ここでは、観光業と連携して小規模で高齢者中心の農業を活性化しようとしている埼玉県JAちちぶの取り組みを、管内の荒川村の事例を中心に紹介したい。なお、観光業と連携したJAちちぶの取り組みについては当研究所の『組合金融』(二〇〇一年春季号)と『農林金融』(二〇〇一年五月号)でも紹介しているので、併せて読んで頂ければ幸いである。

##### 二、荒川村の農業の概略

荒川村は典型的な山間農業地域に位置し、九五年センサスによると農家の平均経営耕地面積は〇・四haにすぎず、自給的農家が全体の五七%を占める、農業基盤の脆弱な地域である。農業就業人口に占める六五歳以上の人の割合は九五年時点で六一%に達して高齡化が進んでいる上、最大の経

営規模も二・〇〜二・五ha層が一戸のみとなっている。規模拡大農家の出現をとまわらない全層的な農家の減少によって、同村では耕作放棄の拡大と総経営耕地面積の縮小が急速に進んでいる。

この村も、かつては養蚕と林業で栄えた村だったという。農協の営農指導員である宮前さん達の話によると、この地方の養蚕依存率はかつて全国一で、荒川村には昭和五五年時点でもおよそ百戸の養蚕農家があった。それが輸入自由化等の影響で現在養蚕農家はわずか三戸にまで減少し、桑園面積も激減し多くが耕作放棄地となっている。

##### 三、観光農業の展開

こうした中で荒川村は、東京からの観光客が多く自然に恵まれた土地柄という地の利を活かして観光農業への転換を図ってきた。荒川村は人口六、六〇〇人の小さな村だが、現在二〇軒の旅館・民宿、六つのキャンプ場、二つの観光農園がある。

ここでは、観光農園の草分け的存在である日野観光農園村を事例に、その展開過程を見てみよう。この農園村は、ブドウ園、リンゴ園、イチゴ園、キノコ園など一軒の独立した農園からなるグループである。

現在その組合長をしている新井さん(五三歳)によると、この村の養蚕が衰退し始めた昭和五五年に、シイタケやブドウ、芋掘り農園などへ転換した若い農家一戸が、農家の組織化を図る行政の呼びかけを受けて、この農園村を発足させた。

この農園村は発足当初にテレビ番組で取り上げられたこともあり、東京からはとバスが年間百台も訪れる、埼玉県では観光農園の先駆者となった(昭和五七年度埼玉県農業賞受賞)。以来、村内外でのPRに努め、貸し農園や無農薬栽培など話題性のある取り組みを他に先駆けて行うなど、「地域」を売りながら自分達が生き残る道を模索してきたという。新井さんの話では、観光客が求めているのは、素材を提供してもらいながらも「自分で体験する」こと、そして「泥臭さ」だということ。まさに、都会にないものを観光客は農村に求めているといえるだろう。

都会人のニーズを掘り起こしながら発展してきた荒川村の観光農園だが、ここでもやはり高齡化と後継者不足が進んでいる。

日野観光農園村のメンバーである一農園のうち、農業の後継ぎがいる農園はまだない。また、高齡化によって観光客を受け入れる農園は六〜七軒に減少した。このことから観光農園でも、農協や行政が開発する、観光客をターゲットとした農産物直売所などへの期待が高まっているのであ

る。

#### 四、農協・行政による取り組み

養蚕を中心にした従来の地域農業が衰退し、観光農業が曲がり角にきたことから、農協や行政の役割が重要性を増している。その中で注目されるのが、農産物直売所の開設と、「そばの里」づくりの取り組みである。農産物直売所は、農協の店舗を利用した農協直売所と、道の駅「荒川村」の二つがある。後者は、先進的な農園経営を行う観光農園や地域農業を支援するために行政が設立したものである。農産物直売所だけでなく、ピジターセンターなども併設されていて観光の拠点となっている。ここには、高齢農家や客を取らなくなった農園が農産物を供給して、観光客や地域住民に新鮮な地場野菜などを販売している。ロットが揃わず市場出荷ができない少量多品目の作物も、こうした直売所では十分立派に商品となるため、観光客や農家、そして地域住民に好評である。農協の直売所でも、およそ百戸の農家が農産物販売農家として登録している。そして、自家消費分を超えた農産物や農産加工品は、自分の名と自分で決めた値段を書いたラベルを貼り、直売所で販売している。多くの農家には小遣い程度にしかならないだろうが、高齢者にとっては生きがいにもなっているという。

また、同村では「しだれ桜とそばの里」をキャッチフレーズに現在村おこしを行っ

ていて、その中心となっているのが「Aちぶ直営の「そば道場 あらかわ亭」である。これは、農家の高齢化と耕作放棄がすすむ同村で、高齢者にも簡単にできるそばを使う村おこしと農業の活性化を図ることを目的とした施設である。同施設が観光・交通の要所にあることや昨今のそばブームなどから人気があり、初年度の売上は五千万円が見込まれ、経営的にも上々である。ここには、同村で作ったそばを食べられる「そば処」のほかに、そば打ちを体験できる「そば道場」があつて人気が高い。

もともとこの地方はそばで有名であつたが、こうした農協や行政の取り組みもあり、そば作りが活発になつている。また、そば道場だけでなく村内の他のそば処も増えており、地域全体がそばを中心にして活性化されつつある。同村では、現在およそ二〇軒のそば生産農家があり、うち現在五五軒が農協のそば生産組合に加入している。

組合員の年齢層は六〇〜七〇歳で、ほとんど元サラリーマンだという。高齢者にはきつい刈り取り作業などに対応するため、機械化組合が行政や農協の補助を受けてつくられた。また同村でつくられるそばは自家消費分を除いて農協が買い入れ、役場が一キロ六〇円程度の補助金をだす。こうした支援の結果、生産組合が作るそばの面積は三〜四年前の約五haから現在の二四〜一五haへと拡大したという。筆者がこの生産組

合を訪れたときにも、そば生産組合と機械化組合の組合員の手で、荒れ放題になつていた一・二haの桑園がそば畑に転換されているところだつた。

こうして生産されたそばは、そば道場をはじめ村内のそば処に供給されるだけでなく、農協や村内の食品加工業者によってお菓子やモチなどに加工され、付加価値をつけたみやげものとして販売されている。

#### 五、おわりに

筆者が「Aちぶと荒川村を訪ねた際、農協の紹介で、築一八〇年という萱葺き屋根の農園民宿に泊まることができた。まだ梅が咲きはじめた季節だったが、この村のキャッチフレーズにある「しだれ桜」と「そば」の花が咲く頃にまた来たいという気になつた。きっと、この地方を訪れる観光客の多くが同じ想いを抱くだろう。そういう人達のなかから、定年になつたらここでそばや野菜を作つて暮らしたい」という人達がたくさん現れるなら、「Aちぶの取り組みは、都市から農村への人口還流による中山間地域農業活性化の新しい形としても、先駆的な意味を持つてくるであろう。そのためにも、高齢者が安心して農業に携われ生活できる環境づくりと、地域農業・社会の中心的担い手となる中核的農業者の育成が急務である。今後の展開に期待したい。

(須田敏彦)



# がぶくしょ

本書を編集した「21世紀の水産を考える会」について、若干その概要説明が要るだろう。当会が設立されたのは一九八二年。わが国漁業が遠洋漁業から撤退を余儀なくされ、輸入水産物が急増した時期であり、一方で消費面において「魚ばなれ」と呼ばれた現象が見られた頃である。すなわち、

わが国水産業の将来が懸念された状況下で、生産から流通・消費まで、またジャーナリスト、学者、政治家等々、さまざまなジャンルの人の参加を求め、日本水産業のあるべき方向を提起しようとして

設立された、水産NGOである。一八年間の成果として、「魚ばなれへの挑戦」(一九八四年)、「よみがえれ日本漁業」(一九九六年)等、本の出版を通して提言を行っている。本書は、その一八年間の総まとめという位置づけで編集されたものであり、三章構成となっている。第一章では、発行した九冊の本を通じて行ったそれぞれの提言内容について、その背景・根拠等も含めコンパクトに記述したうえで、提言の実現状況等事後評価を実施。その研究・提言テーマは、消費・生産・加工・流通・健康・環境等多

## 『21世紀の水産への提言』

食料産業・文化としての再生

21世紀の水産を考える会編(成山堂書店)

岐にわたっている。第二章では、総まとめの素案検討のため四都市で開催された討論会での主要発言を記録として収録。第三章で提言効果の総まとめを行い、「21世紀の水産への提言」として総括し、食料産業としての位置づけが不十分、根幹にある輸入問題に手をつけていない等々、会長自身が水産庁OBということもあつてか、現在までの行政対応を厳しく整理している。

これを踏まえた「21世紀の水産への提言」として、漁業を食料産業として明確に位置づける、地域文化としての水産業と魚

食の発展を図る、世界に貢献できる水産業と魚食文化を発展させる、の三つを政策上の課題として掲げる。国民への食料の安定供給を目的とする以上、その前提として「何がどれだけ必要か」の算定がある。その必要量の確保についてはまず日本近海を優先し、不足分について養殖、遠洋漁業、そして最後に輸入の順で確保する。パラエティを含め必要量があればよく、また資源量からの漁獲制限もある水産業については、一定の計画生産と保護政策が不可欠の産業との位置づけを行い、政策による供給に見

合った労働力の確保、さらにはそれらに必要な財政的措置を講ずるべきとしている。また、その際の問題はWTOであるが、食料問題に対してのわが国の国際貢献への取り組み姿勢を明らかにし、その中で自国の食料産業の育成を行うということを自己主張すべきであるとしている。

残念なことには、第三章がわずか一七頁に過ぎないということばかりでなく、こうした政策課題実現に向けた具体的取り組みに関する議論がやや不足との印象も強い。経営所得安定政策への転換を進める同じ食

料産業である農業や、加工・流通レベルで世界調達の時代に入った食品産業等、国内的な調整をどう進めるのか。また、WTO対応についても、二一世紀中頃と予想される世界的な食料不足の視点で考

えるという点はまさに正論との感もあるが、食の自給あるいは安全保障という一国の視点での議論、工業先進国のエゴとも取られかねない面もある。国家という存在を考えればある意味で当然とは言え、世界全体としての経済バランスをどう取るか、食料という人類にとっての基本産業を自由貿易の範疇で捉えることの問題性をどう訴えるか等々についても論及が欲しかったところである。

(二〇〇一年一月、一六四頁、一、八九〇円)

(出村雅晴)

## あぜみち

先日ある中山間地の農家の主人夫婦と話す機会があった。風光明媚な高速道路へのアクセスも良い、広々とした水のきれいな場所だった。「この場所で夏野菜を栽培し都会の人達に届けたい良い値段で売れるでしょうね」と主人に言つと、「日当一万円金取りもある。安い輸入に押されて作る物など何もない。農協を頼っても米もいつまで作れる事か」という返事。これは大部分の人達の一般的な考えであり、現実的な返答にすぐに言葉が出なかった。安い賃金で、大規模経営の海外の生産者と同等に価格競争が出来る筈がない。国内の産業や農業の空洞化については、

対策を政治、政策に頼らざるを得ないので。農協はどうか。役員は地域別選出の有力者や老人。理事会は鶴の一声で決まるし、地域や役員エゴ。働く職員はもてなし上手が上級職員になる。数字のみを目標に種々の推進をはかり、組合員の為とねばつてお金を取るだけ。それが組合員(出資者)への奉仕だと勘違いの判断を正当化している。以前管内山地で花やホウレンソウを栽培したいと言つた人がいた。JAに出荷すると言うので、BC級品は他の野菜類と一緒に百円市で販売したらと勧めた。六年過ぎて訪ねて行って驚いた。近所の農家十数軒が各々店を

出して花、大根、ホウレンソウ、トウモロコシ、山菜、きのこ、よもぎ餅等、盛り沢山の品が店頭に並び大繁盛。彼らは「生活に八りが出て楽しくなった。他の農家との競争心が出て、話し相手も出来て良かった」と語っていたが、農家を取り巻く問題の第一歩に、かすかな光を垣間見た気がした。

また、KK農協観光主催の農家に泊まる野菜買ひ物ツアーに参加した。民宿のおばさんは「桃や梨、リンゴの木、そして田舎も一年間売ります。手入れは我々がします。果実はあなたのもの。時々成長を見に来て下さい。産直販売、宅配で今は翌日か翌々日に届き、スーパーより速いと思う。発想を変えて楽しく農業生活をしたい」と語る。我々農家も生きていく為には発想を変えて農業をやらねばならない。

(福島県原町市 佐々木啓記 農業)

「どうもありがとうございます。」「ありがとうございます」とお客さんの声。元気な声。いつもお客さんに先に言われてしまふ。物を販売してお礼を言われるのは直売農家ぐらいであろう。私はトマトの直売専業農家でトマトの周年栽培を行っている。先日も市役所から「三百人ぐらいお邪魔しますのでよろしく!」と電話があった。毎年恒例の産直ウォーキングで、親子連れが直売農家を巡るといふ人気のイベントである。時には小学生の一団がハウスに入った瞬間に子供たちの黄色い帽子めがけ

てマルハナバチが集まり大混乱となる。これは農協や行政と協力して十数年行っており、農家と新住民の交流の場となっている。人口六万人弱の吉川市だが、県内で住民の第九位、快適度は第一位で、産直がこの一翼を担っていると自負している。

消費者、生産者、流通関係、種苗会社などが集まる「トマトフォーラム」での出来事。種苗会社の冊子に載ったトマトの産地紹介で「機械選果風景の真っ青な完熟トマトの写真」に大手スーパーの元常務が一喝した。「こんな事をしてからトマトの消費が減るんだ」と。消費者ニーズと流通ニーズは明らかに違う。CIからCS(顧客満足)そしてGS(満足保証)の時代へとなってきた。現在、私たちがどのような満足度を消費者に提供できるかがポイントである。

最近、私たちの直販グループがスーパーマーケットの生ゴミ堆肥を利用して野菜を栽培し、できた野菜をスーパーで販売している。堆肥の成分が不安定なことや、油分や塩分の問題はあるが、「食品リサイクル法」の施行を踏まえると、今後の農業は益々環境に配慮し、循環型社会に対応していくことが重要になるものと思う。

現在、異業種交流会の会員として企業経営者に接しているが、今こそ経営理論やマーケティング等、本当の意味での異業種交流をして、企業人に学ぶべきであると思う。

(埼玉県吉川市 岡田 貢 農業)

統計の眼

学校給食の実施体制

平成一二年年度の農業白書は食生活の変化と現状分析からスタートしている。それは、食糧自給率の向上は国内産の農産物等が消費者や実需者によって選択されることを通じて初めて実現されるという、新しい農業基本法が提起した問題意識によるもので、「農」と乖離した食生活の問題を指摘しつつ、「食」と「農」の距離を短縮させるための国民的取り組みを提起している。とりわけ、子どもたちの食生活の見直しを重視し、その方向として地元農産物を利用した学校給食を事例も示しながら推奨している。

しかし、白書が期待するような効果を学校給食が発揮するには、単に地元農産物を使った学校給食を実施するだけでは難しい。なぜなら、飽食の時代を生きる子どもたちに嗜好に偏重しない食べ物選択能力を身につけさせるには、食べ物への愛おしさや想像力をかきたてる必要があるであり、単に地元産を使用するだけでなく、農業や生産者に関する情報も伝えることが不可欠だからである。

それでは現実の学校給食実施体制はどうか。国は学校給食財源の削減を進め、食材への補助金の廃止・縮小のほか、表に示すように、複数の学校の給食を共同で調理する方式(センター)のほか、調理の民間委託や調理員のパート化等を進めている。

こうしたシステムの下では経済効率性が優先されるので食材は大量購入方式となり、地元農産物ばなれが進むことになる。たとえ地元農産物を使ったとしても、それを「顔の見える」ものとしながら教育機能を発揮することは不可能であろう。いずれにしても、食料自給率の向上には国産農産物を主体的に選択する自覚的消費者づくりは欠かせず、次代を担う子どもたちに対する豊かな学校給食環境づくりは、そのための必須の要件なのである。従って、農業関係者も「消費拡大の視点」ではなく「食の視点」にたつて、「生産者や調理員の顔が見える」学校給食づくりを支援することが必要であろう。

(根岸)

学校給食の実施体制

(単位：校、%)

区分	1986年	1989年	1992年	1995年	1998年	1999年	
調理方法	単独	12,310	12,086	11,912	11,859	11,721	11,558
	中学校	2,416	2,391	2,384	2,480	2,606	2,603
	センター	16,040	16,362	16,606	16,644	16,693	16,796
	センター数	2,633	2,708	2,802	2,730	2,742	2,750
センターの比率	52.1	53.1	53.7	53.7	53.8	54.3	
調理の委託校	1,363	1,554	1,860	2,092	2,575	2,874	
調理委託の比率	4.4	5.0	5.9	6.7	8.3	9.2	
調理員の非常勤比率	16.0	18.0	20.1	21.8	25.8	-	

(「学校給食要覧」より)